

木曾三川流域治水史をめぐる諸問題

—治水の歴史と歴史意識—

秋 山 晶 則

Some problems concerning the history of flood control in the Kisogawa basin: Focusing on the history and historical consciousness of flood control

Masanori AKIYAMA

Abstract

In the Low-lying plain along the Kisogawa (Kiso river, Nagara river and Ibi river) basin, a large number of flood control works had been conducted during the Edo period. However many issues remain to be discussed, such as the evaluation of the Okakoi Tsutsumi levee (a ring levee were constructed on the left bank of the Kiso river over a length of about 48 kilometers) and the Horeki flood control works (from 1754 to 1755 the Satsuma clan was ordered to do flood prevention works of the Kisogawa basin).

In this paper, paying attention to historical consciousness concerning the Okakoi Tsutsumi and the Horeki flood control works, we will explore the challenges and prospects of the historical study of flood control in the Kisogawa basin.

Key words

Historical consciousness, Kisogawa basin, flood control, local community

はじめに

洪水常襲地帯として、数多くの治水事業が展開されてきた木曾三川流域には、川という自然と人間の関係史を物語る膨大な歴史情報資源が蓄積されている⁽¹⁾。この間、高木家文書をはじめとする地域伝来の史料を調査するなかで見えてきたものは、流域にいわば常識、あるいは通説として共有されている治水をめぐる歴史像や歴史意識と伝存史料の指し示す世界とのギャップである。もとより、歴史史料は偏在したものであり、また、歴史認識につきまとう限界的性格、あるいは過去の事実の多義的性格などに十分配慮する必要はあるが、伝存史料との大きな乖離が存する以上、流域社会に共有された過去認識のあり方、集合記憶が問われなければならない。

翻って、歴史における記憶の問題が注目されるようになって久しいが⁽²⁾、上記のような地域の歴史像や歴史意識はどのように形成されてきたのであろうか。この点については、既に別稿でも若干の検討を行っているが⁽³⁾、その後の新出史料や研究展開をふまえながら、以下では、流域で人口に膾炙した「御囲堤」及び「宝暦治水」をめぐる歴史と歴史意識を中心に考察を進めつつ、流域治水史研究の現状と課題を明らかにしていきたい。

※ E-mail akim@ha.shotoku.ac.jp

1 「御囲堤」の歴史像

まず最初に掲げる「御囲堤」とは、関ヶ原合戦直後の慶長13年（1608）頃、西国への政治的軍事的配慮から、尾張側の木曾川一帯に築かれたとされる大堤防であり、美濃側の堤はこれより3尺（約1メートル）低く抑えられ、災害時も尾張側の堤修復が優先されたため、美濃側が常時水害に見舞われたとの伝承を伴って紹介されることが多い⁽⁴⁾。

例えば、国土交通省木曾川下流河川事務所のホームページでは、「1608年に、木曾川左岸にある尾張の国（愛知県）を洪水から守るためにつくられたのが『御囲堤（おかこいづつみ）』です。その長さは犬山から弥富までの約48キロで、徳川家康が豊臣家に備えるという軍事目的にも使われていました。しかし、木曾川右岸の美濃の国（岐阜県）は、大きな堤防を築くことを禁止されていたため、度重なる水害に悩まされていました」と説明しており⁽⁵⁾、こうした歴史意識が、美濃人をして尾張（藩）に対する複雑な感情を醸成する土壌となったとの見解も聞かれるところである。

事実、木曾三川流域治水史研究で貢献を果たしてきた高木家文書の伝来過程も、そのことを如実に物語っている。高木家は、伊勢・近江と国境を接する美濃山間部の多良（現大垣市上石津町）に在地した旗本である。本家である西高木家のほか、分家の東・北高木家の三家にわかれ、17世紀初頭から幕命をうけて木曾三川流域の治水・用水管理に重要な役割を担い、宝永2年（1705）以降は、三家交代で恒常的に河川巡視を行うなど、江戸時代を通じて当該流域の河川行政を管掌したことで知られる。流域住民は、災害復旧など河川に手を加える場合には、高木家（多良役所）へ届出をせねばならなかった。この役儀との関係で蓄積されたものが、西高木家文書（総点数10万点以上、名古屋大学附属図書館所蔵）に含まれる治水関係文書であり、流域住民が持続してきた水とのたたかいを考察するうえで不可欠の史料群として活用されている⁽⁶⁾。

この高木家文書には、戦前から治水史料の宝庫として注目が集まっており、1932～36年には、黒板勝美が率いる日本古文化研究所による調査が行われている。しかし、戦後の混乱のなかでやむなく処分されることとなり、史料の重要性を認識していた徳川林政史研究所（尾張徳川家が創設）から譲渡の依頼があったものの、前述の黒板門下で当時高木家文書の管理を委ねられていた中島俊司は、「尾州藩の御囲堤により辛苦をなめた美濃国住人の悲痛な叫びの書類（流域村々からの治水嘆願書等—引用者註）を如何して易々と尾州家に譲り渡すことが出来ようか」との思いでこれを拒絶したのである。最終的に高木家文書は、1949年と57年に分けて、名古屋大学附属図書館に収蔵されることとなるが、中島は、その仲介にたったときの思いを、「名大なれば徳川家と異なり岐阜県下の子弟も将来勉学される処だから利用価値もあろうし、岐阜県人としての感情も徳川家に対する様な事はないと思って」譲渡したと、その心情を吐露している⁽⁷⁾。まさに御囲堤をめぐる地域の歴史意識が、文書群の行方を決定したのであった。

しかし、ここで再度取りあげてみたいのは、この御囲堤をめぐる歴史意識の形成過程についてである。中島が示した尾張徳川家に対する怨恨は、前掲国土交通省ホームページの理解とも通じる通説を形成しており、流域の自治体史や学校教育現場での地域教材としても取りあげられてきた。通説は、果たしてどのような史実に基づいたものなのか、あるいは、どのようなプロセスで生成したものであろうか。

2 「御囲堤」論の新展開

前述した御囲堤の通説は、近年、歴史学や歴史地理学の研究者、教育関係者により刊行された書物でも、依然、強く支持されているかにみえる。例えば、『愛知県の歴史』（山川出版社、2000年）では「慶長13年、家康は木曾川左岸に大堤防をつくらせて名古屋城外郭の第一線を固め」とあり、また『名古屋・岐阜と中山道』（吉川弘文館、2004年）や『愛知県の歴史散歩』（山川出版社、2005年）などでも通説同様の記述がみられる。

このような評価がある一方で、四半世紀ほど前から、史料的根拠が極めて薄い点等を問題として、通説に対する疑問も出されている⁽⁸⁾。管見では、1986年の小島広次による指摘がその嚆矢と考えられるが、その後、原昭午や安藤萬壽男、『八開村史』が議論の俎上にのせるなかで、別稿で指摘した通り、基本的な歴史情報の共有化と歴史段階的な視点での検討が課題となってきた。そこでの論点を整理すれば、①御囲堤（木曾川左岸堤防）の施工範囲、②築造（完工）年代、③御囲堤の存在を証する一次史料、という3点に絞ることができる。もとより、これらは絡み合っており、また、①～③の問題と歴史像や歴史意識の関係それぞれ自体も問われねばならないが、さしあたり①から順に検討を進めてみたい。

まず、御囲堤が尾張藩領を囲むという場合の施工範囲である。通説は、犬山から弥富までとするが、これは現在の木曾川本流左岸であり、1900年に竣工した明治改修以前、木曾川下流部は佐屋川や筏川などに分岐していた。議論を進めるには、木曾川左岸を確定した上で、その範囲を論じる必要がある。木曾川左岸については、尾張藩川並役所の情報もふまえ、佐屋川から機能的には筏川左岸堤防を含むとの『八開村史』の見解が妥当であろう。しかし、施工範囲について、原は犬山～羽栗郡小塚村、安藤は犬山～拾町野とするなど、未だ一致をみていない。

こうした状況に一石を投じたのが、御囲堤の存在説にたつ歴史地理学の伊藤安男である⁽⁹⁾。伊藤は、木曾川両岸での破堤回数と比較をベースにしなが、近世城下町の比較研究を通して、城下の対岸を無堤地や洗堰として洪水を対岸に溢流させる「差別的治水策」という概念を導出し、御囲堤もそれに包含される事象として理解することを主張する。近世城下（領地支配域）における差別的治水策の存在については説得的な議論として首肯しうるが、果たして国境線を越えるエリア（美濃・伊勢）でこれを強制しうるか否かについては、後述の通り、また別途考察が必要であろう⁽¹⁰⁾。

なお、伊藤説は、木曾川流域の地質構造として、中流部の犬山扇状地（犬山城～一宮市浅井町）と下流部の氾濫平野の差異に着目し、「当初の築立ては現在の一宮市浅井町近傍までとし、それより下流はまず小信中島まで、次いで祖父江（自然堤防利用）」、さらに旧木曾川河道である佐屋川が開削（正保3／1646年）されて立田輪中が成立、御囲堤も築立てられたとする犬山～佐屋川左岸説を主張する。その完工には長い年月を要したとして、その画期を「国秘録」⁽¹¹⁾の記述から寛政期とみている。

この築造年代については、従来、慶長期と単純化されてきたが、別稿でも指摘した通り、歴史段階的に考える必要がある。慶長期説については、同時代史料はもとより、施工に関わる伝承すら確認することができないなかで、原は、後世の尾張藩政記録である「国秘録」の情報を参考に当時の流域環境を分析し、木曾川の乱流状況改善策として、慶長年間に木曾川両岸で何らかの築堤があった蓋然性を認め、それが寛文年間（1661～72）に尾張藩が作成した村勢要覧『寛文村々覚書』（名古屋叢書続編）で確認される通り、17世紀半ばには左岸堤が長大化していたとの重要

な指摘を行っている。この指摘も含め、段階的築造説を採った場合、次なる課題は、木曾川左岸堤がいわゆる「御囲堤」と認識されるようになる過程の解明であり、その「実在」を示す一次史料の探究となる。

如上の伊藤説を支える史料（御囲堤の実在を確認できる絵図）として掲げられたのが、(a) 文政6年（1823）の「宮田用水（黒岩村）絵図」⁽¹²⁾、(b) 天保年間の「荷之上村絵図」⁽¹³⁾であり、傍証として旧木曾川堤の残存堤防や堤防上の神社が例示されている。このうち、(a)と同種の絵図として(c)「玉ノ井村絵図」⁽¹⁴⁾が知られているが、(a)は、『尾張名所図絵』所収の「宮田二ツ杵」と照合するに、木曾川本堤ではなく副堤であり、(c)も明らかに副堤であることから、いわゆる御囲堤に合致するものは、現段階では(b)のみということになる⁽¹⁵⁾。

この(b)に関連した史料として、(d) 愛知県図書館所蔵「荷之上村絵図」を参照しておきたい⁽¹⁶⁾。これは寛政期に尾張藩が各村に作成を命じた村絵図をもとに、尾張藩役所が管理用に写したものと評価されている史料であるが、天保期に「御囲堤」と明示されていた部分は「堤」とのみ表記されており、②の問題と関わるが、寛政～天保期に認識が大きく変化した可能性が検討されてよい。

別稿では、通説の発生史を遡及した結果、傍証ではあるが、尾張藩普請奉行手付吟味役を務めた奥村徳義の『松濤棹筆』⁽¹⁷⁾による嘉永3年（1850）水害に関連した記事を紹介し、「木曾川お囲ひ堤と美濃堤と引比候へハ、よほとの高低と相見候、此木曾川堤を高く太く御普請ありし事ハ、徳義が八、九ツ頃」とあり、寛政年間に大規模な増強が行われたこと、さらに、普請見分役加藤市之右衛門の発案で、寛政期に尾張側の堤防を一気に嵩上げ増強したものの、美濃側に対する差別的治水策であるとして、普請奉行である水野千之右衛門が反対したとする伝聞情報を指摘した。このほか、「国秘録」の北方代官所普請図や、服部家文書を分析した石田泰弘の研究⁽¹⁸⁾を参照するなかで、②については、寛政期の増強工事が実施された事実があり、これが流域における通説形成の一画期となった可能性が高いとの見通しを示しておいた。

これに関し、近年の成果として、杉本精宏は、木曾川左岸尾張部での度重なる堤防決壊に対し、寛政3年（1791）、11年の両度にわたる大規模普請が実施された事実を、起村の加藤家文書などを用いて整理し、それが尾張藩財政を破綻させる遠因ともなったことを指摘しており注目される⁽¹⁹⁾。

3 通説の「誕生」仮説

以上見たように、①・②の課題が一定の進展を見せるなか、③についても、次に掲げる通り、御囲堤の通説に関わる新出史料（〔天保12年／1830〕丑9月〔御囲堤増強につき再願書下書〕）を見出すことができた⁽²⁰⁾。やや長文であるが、江戸後期の尾張西部における住民意識を示す情報を含んでおり、以下に紹介する（行論の関係で〔1〕～〔7〕に分けて翻刻）。

此願可差上哉と申合中、御普請奉行林斧十郎様、九月十二日御見分有之候付、不指上乍恐再往奉願上候御事

〔1〕 御領分御囲堤之内、木曾川并佐屋川江属候分、別而御大切之御場所ニ付、難申上も广大御仁恵之思召を以、無比類御手丈夫成御堤ニ被成下置、以御蔭御国民共安穩ニ渡世仕来候段、重々難有仕合杯、今更奉申上候も愚成御事ニ御座候、

〔2〕 就中海東・海西両郡之儀ハ、濃州勢州江も程不遠義候付、常ニ彼地之模様見聞仕候処、

佐屋川より西江向候而ハ、次第低之土地ニ而、則木曾川之儀も勢州油島より西南江押流、且又兩郡之儀ハ洲浜江縁り候土地ニ而、往古ハ 御国并勢州共新開地数多くも無御座、水行自然と落開キ能御座候処、

- [3] 追々奉申上候通、近来水行之論ハ閣（摺）キ、眼前御益筋候付、段々御開地出来仕、随而川々之流彼方此方と押曲り、剩山々ニ而ハ木石数多取荒候付、川々江ハ土砂多押埋り候得共、右之通押曲り候長流故、中々以大海江押抜候事も難行届、さなから川通高相成申候付、近比出水之節美濃地之分堤折切、或ハ杖樋吹抜致入水儀度々有之、其内ニハ村々騒立大崩ニ及ひ候義も有之由承知仕奉恐入候御儀ニ御座候、然処右美濃地之分も近年堤重上ケ腹附等夥敷御普請有之候へとも、素 御国堤ニ引比候而ハ中々以同日之論ニハ有御座間敷奉存、
- [4] 殊更 御国之儀ハ 源明様（尾張藩主徳川宗睦一引用者註）厚思召を以、若御他領堤壱尺重上候ハ、御領分御堤ハ三尺上り、御他領式尺上り候ハ、御領分四尺上りニ御普請被為仰付、何れニも御他領よりハ式尺高ニ被成下置候御規定も被為 立置候由、先年より粗奉承知、随而追々御丈夫附御普請も被成下置候御儀ニ御座候付、兩郡村々一同枕を泰山之安ニ置候歟、承候通実安心仕罷在候処、
- [5] 案外当五月十三日之大洪水、五明村之外ハ勢濃兩國之堤ハ無難ニ持堪、御領分立田輪中ハ切入、当御支配御囲堤も所々大水平越ニ相成、或ハ大難所出来仕、甚以相危村々及大騒動申候儀ニ御座候、仍之數七ヶ条之御歎願夫々御聞濟被成下置候様仕度旨、先達而奉願上候、就夫御堤通御丈夫附之儀ハ、當時村々聊農隙之折柄ニも御座候付、先般奉願上候通、乍恐御急々御手初被成下置候様仕度奉願上候、并鯛江川杭瀬違之分不殘此節御取払被仰付、河口生出葭荊扨之儀も御早行御聞濟被成下置候様仕度、偏ニ奉願上候、
- [6] 因ニ奉申上候美濃地并勢州村々堤通之儀、又候此節多分之重上ケ腹附共奉願、既ニ此節公辺御役人様御見聞も可有御座哉ニ承知仕候、且又立田輪中西堤之儀、只今之姿ニ而ハ美濃地堤よりハ余程低方ニも相見申候付、定而御丈夫附も可有御座歟、左候而ハ御大切兩郡御囲堤も是迄とハ引替り、却而第一番之低キ御堤ニ相成、其危事譬る方も無御座、実御大事と奉存候、且又向後大水之節、兩郡御囲堤之儀、今度体之如く御領内江切入候歟ハ難所出来、村々騒立候様相成申候而ハ誠ニ以歎ヶ敷奉存、且ハ結句莫大之御費用も相掛り奉恐入候御儀ニ奉存候、
- [7] 就夫奉申上候も尚恐多奉存候へ共、御丈夫附等奉願上候儀、是迄之振ニ御評議多年御長引ニ相成、又候出水明ニ相成候而、万々一大変出来仕、数万之者共及死亡候而ハ絶言語候儀ニ御座候へハ、全御救之思召を以御手厚御仁恵被為垂、右願之通何卒御火急御聞濟被成下置候ハ、偏御蔭を以兩郡之御百姓永世安堵農業相続可仕、重々之御国恩冥加至極難有仕合可奉存候、以上

丑九月

これは、天保12年（1841）5月の水害被害を受けた海西郡荷之上村（現愛知県弥富市）庄屋が、尾張藩佐屋代官所に提出しようとした再願書の下書であるが、本文冒頭で「御領分御囲堤」「無比類御手丈夫成御堤」とある如く、主題はまさしく御囲堤であり、近世段階での一次史料という点では、先述した荷之上村絵図に続く貴重な史料である。以下、参考までに意識を掲げるが、その主張するところ、大変興味深い情報が含まれている。

- [1] 尾張藩の御囲堤のうち、重要な木曾川（下流部の佐屋川を含む）に強大な連続堤防が築

かれたことを感謝している。[2] 美濃・伊勢に隣接する海東・海西両郡の地域環境は、新田開発が低調であった時期は、東高西低の地盤構造により、木曾川は西南へスムーズに流下していたが、[3] 下流での新田開発や上流部での石木採取による流下障害・河床上昇を招き、美濃では水害や一揆騒動が起きるようになってきたため、近年では堤防が増強されつつあるが、未だ御囲堤のレベルではない。[4] 御囲堤は、藩主徳川宗睦の時代、他領より常時2尺高とする規定が設けられ、ゆえに両郡の者は安心して暮らしてきた。[5] ところが、今年5月の洪水では、美濃・伊勢側は無難であったのに対し、尾張側では御囲堤にも被害が出てしまい、7か条の歎願を提出した次第である。至急、堤防増強等の対策をとられたい。[6] さらにこのところ、美濃・伊勢ともに幕府による堤防増強を要求しており、もしこれが認められるならば、御囲堤は濃尾勢で最低の堤となり、大災害を招き、莫大な損失を被る可能性さえ出ている。[7] このまま放置されては大変であり、どうか至急、堤防増強などの対策を講じられたい。

ここで注目したいのは、[4] の藩主宗睦の立てたとする規定部分である。通説では、美濃の堤防は尾張側よりも「三尺」低いという不文律があったとされるものの⁽²¹⁾、それを間接的に示す史料が全く確認されてこなかったのであるが、この史料によれば、尾張西部では「二尺」高いルールが定め置かれていたという。また、翌月（天保12年10月）、海東海西両郡村々庄屋から藩の普請方役所に提出する願書案には、「一体 御国御堤通之義ハ 源明様思召も被為在候由ニ而御他領堤ハ都而式尺高ニ被成下置候由、古来及承申候処」とある如く、この「二尺高」のルールは「古来」より言い伝えられてきたと認めている。いずれにせよ、尾張藩の天明・寛政改革を主導した宗睦の時代、後世に通説化される差別的治水策が藩是となったとの主張は、藩へ提出される文書であるという性格を考えれば、藩役人も共有する「事実」であった可能性が高い（もとより、尾張藩がそのような規定を有したか否かは不詳ながら、地域社会がそれを主張し、藩機関がそれを許容する状況であったとみてよい）。

その際、この地域（美濃・尾張・伊勢の国境を接する地帯）では相互監視体制がとられており、通説のように美濃側の堤普請を抑圧する形で尾張側が一方向的に優遇されていたわけではなく、シーソーゲームのような形で堤防増強が図られていたとの情報は重要である⁽²²⁾。こうした中で、寛政期頃に成立したとする「二尺」高の規定は、尾張藩による冥加、あるいは仁政の象徴として、支配側・被支配側双方が利用した認識であった可能性も否定できない。現段階ではこれ以上の推測は困難であるが、この史料から、少なくとも尾張西部地域（美濃側ではない）では、遅くとも天保期までに、寛政期頃を起源とする御囲堤の通説が誕生していたと考えられる。穿った見方をすれば、慶長期に支派川を締切り築造が始まったとされる木曾川左岸堤は、修復増強を重ねて徐々に長大化し、18世紀末の天明・寛政期にはさらに増強されて圧倒的存在の「御囲堤」となるが、それが流域環境の変化で危機に陥る天保期になると、尾張では藩主宗睦と重ねた言説が登場し、これがのちに流域全体に広がる御囲堤説の端緒となったとの推定も可能ではある。

なお、以上の点は、比較低地にある尾張西部の地域特性と関連する可能性もあり、現段階での過渡的理解として示すにとどまるが、こうした御囲堤説が流域の広い地域で共有化され（その時期が問題であるが、前近代の政治環境を考えると、対岸美濃側でそれを検出するのは難しい。維新後では、『治水史』に掲載された1879年（明治12）の西濃地域有力者による新政府への治水事業嘆願書「美濃国水理改修懇請願書」が、尾張藩の連続堤防により美濃側に水害が集中したと主張しており、明治初期には流域で共有されていたと思われる）、それを梃子として、明治政府のもとでの木曾川改修要求運動へとつながっていくプロセスを検証していかなければならない。今後さ

らに通説の形成過程について論じるには、流域各地での史料精査と情報資源の統合、19世紀を通じた地域社会の歴史段階的な分析はもとより、歴史と歴史意識の関係性についても検討を進めることが課題となる。

4 「宝暦治水」の再検討

これまでみた御囲堤とともに、木曾三川流域治水史を考えるうえで大きな論点となってきたものが「宝暦治水」事業である。宝暦治水は、宝暦4年（1754）から翌5年にかけて、幕命により薩摩藩が手伝普請として関わったもので、災害復旧に加え、激甚化する水害を減らすため木曾三川の分離に挑んだ大規模治水工事である。『治水史』などの通説では、薩摩藩は幕府の抑圧のもと、多数の自殺者や病死者を出し、莫大な負債を負ったが、（オランダ人土木技師ヨハニス・デ・レーケの設計により1900年に竣工した）木曾三川分流工事の先駆的事业に位置づけられ、流域を水魔から救ったと評価されている。これに取材した杉本苑子『孤愁の岸』はじめ、数多くの作品に取りあげられており、犠牲者を宝暦「薩摩義士」として顕彰する運動も続けられている⁽²³⁾。また、学校教育においても、2012年には中学校教科書に掲載されるなど⁽²⁴⁾、地域教材としてさまざまに活用され今日にいたっている⁽²⁵⁾。

しかし、近年、この宝暦治水事業に関する研究も進展をみせつつあり、上記のような通説の認識枠組（例えば、幕府対薩摩藩といった対立構図で捉える視点や、結論先にありきの顕彰姿勢による評価）が俎上にのぼるなか、先入観を排したうえで、豊富な歴史情報資源を活用し、近世史における幕藩制全体の構造や地域社会の動向を組み込んで再構成するなど、当時の人々の営為と可能性（限界）をリアルに汲み取る努力が進められつつある。

その中で、例えば羽賀祥二は、西田喜兵衛らの宝暦「薩摩義士」顕彰運動の端緒となった1880～90年代の水害とその被害状況を精査し、当該期は、近世の治水体制が崩壊し、新たな治水体制が構築される過渡期であったと捉える。そして、治水への国家的対応を求める地域社会の要望が、宝暦年間に薩摩藩が幕命をうけて実施した治水事業への歴史的回顧の動きを生みだし、「薩摩義士」の創出とそれを地域社会が顕彰する持続的な運動を展開させたことを明らかにしている⁽²⁶⁾。

一方、こうした従来の通説に批判的な研究成果や研究潮流に対し、真っ向から対立する見解も提出されてきている。例えば、近作で丸山幸太郎は、「宝暦治水の230余の治水工事の効果はそれなりにあったのであり、それを否定する事実や根拠はまだ発見されていない（11頁）」としたうえで、「薩摩藩や薩摩義士は批難批判される立場ではなかった（11頁）」等の主張を繰り返し、笹本正治ほかの研究は「現代の研究者・学芸担当者たちの当時の実情を踏まええない判断（15頁）」と批判する⁽²⁷⁾。

しかし、この論考は、論理的かつ実証的に多くの問題を抱えている。例えば、丸山は、『木曾三川治水史を語る』で紹介された宝暦治水への批判（宝暦治水で実施された大樽川・逆川の普請により水害が激化したと怒った名森村の鈴木村長の言動）を「誤解」であるとして、そもそも逆川石堰は、宝暦3年6月の墨侯・桑原・小藪輪中による出願（『安八町史 史料編』、1975年、405～406頁）など、流域住民の要望によるものと指摘する。しかし、この願書中の墨侯輪中には、名森村を含む森部輪中は含まれていないことに留意しなければならない（高木家文書E-3-6273）。また、この願書自体、「長良川新規自普請出来仕候以後、別而常水高」云々とあるように、寛延年間の大樽川自普請を問題とし、宝暦治水での大樽川普請には当然反対する地域からのもの

であった。丸山によれば、流域住民が要求して実施した（逆川や大樽川）工事を、後世にその子孫が批判するのは「事績の忘却」によるもので、また水害原因は大樽川洗堰だけではないとの主張になる。しかし、史料から読み取るべきは、当初から地域間の利害対立を激化させる可能性のあった流域環境やその後展開される宝暦治水の困難性であり、また、その伝承のされ方を検討する際の貴重な情報である。したがって、森部輪中に含まれる名森村の村長による宝暦治水評価は、宝暦治水イコール薩摩藩と認識して薩摩藩を批難する点に難があるものの、連綿とした記憶であるか否かは別として、一定の歴史的根拠を持つものといえ、「誤解」とのみ断ずるわけにはいかない。

また、『柳津町史 佐波編』に関し、「引用の青木家文書にある内容を踏まえ、『宝暦年間御手伝普請（これを宝暦治水と云う）の時、大樽川の御普請あり、その後輪中一円は水吐き口が悪く』という町史の記述をしているのはどうしてであろうか（7頁）」と、排水障害要因を宝暦治水の影響とみる町史の記述を批判するが、青木家文書の天明7年（1787）願書のうち、丸山が引用を省略した部分には、「（大樽川）メ切無御座候以前は六七拾年にも切入と申儀一切承不申候」と、81か村（この中に、最も影響をうけるであろう大樽川洗堰対岸の桑原輪中は含まれていない。史料の性格を理解する上で落とせない部分のはずだが、丸山は触れていない）の主張が明瞭に示されており、水害原因を宝暦治水工事の影響とみる地域住民の認識があったことは確実である。また、笹本批判として大樽川洗堰評価をとりあげ、「薩摩藩への同情はしても、宝暦治水を低く見る象徴にするのは、的外れ（9頁）」などと主張するのは理解に苦しむ⁽²⁸⁾。

この他にも、結論ありきの主張が多くみられるが、いずれも正当な史料批判から導かれたものとは言い難い。その根底にある問題として、19世紀末に創出され⁽²⁹⁾、再生産され続けている宝暦治水事業イコール薩摩普請という認識枠組や顕彰的視点がもたらす歪みを指摘せざるをえない。勘定奉行一色政沓が老中堀田正亮に上申した「普請之儀（中略）其村々百姓共へ被仰付」「御手伝方に而も役人多差出候而も御普請致方之儀ハ不案内ニモ可有御座候得ハ、場所ニおゐて人員数見届、並懸引之世話など致候役人さへ有之候ハ、可相済哉之趣奉存候、左候ハ、右御入用向さへ弁候ハ、無益之人数不差出様被仰渡候ハ、御手伝方勝手にも甚可宜哉と奉存候」（『治水史』490頁）との方針が示す通り、普請は村請により実施されるもので（実際の普請では一部が町人請負）、普請に「不案内」とされた薩摩藩に要請されたのは、現地での人員管理・費用弁済ほかに従事する必要最小限の役人派遣であった。このように、薩摩藩の任務が資材・人員管理（あわせて費用弁済）というロジスティクスに限定されたもので、設計や施工に従事したり、その指揮・監督をするものではなかった点を今一度確認しておく必要がある。薩摩藩が多大な犠牲と大きな負担を強いられたことは歴史的事実であるが、公儀普請である宝暦治水事業と薩摩藩を同一視し、その時代拘束性や限界性を認めないのであれば、歴史事象を十分に対象化することは困難であり、歴史学として実証科学的な見地に立った研究はなしえないであろう。

このように、丸山の研究史整理や批判は説得性を欠いており、受け入れることはできない。他方で、前述した通り、近年の研究では、「薩摩義士」像が創出されてくる歴史過程にも分析が及んできており、これまで所与の前提とされてきた顕彰の枠組みや、それと一体である幕府対薩摩藩という構図⁽³⁰⁾、宝暦治水イコール薩摩藩という認識方法そのものが問われているのである。こうした現代歴史学の視座や研究水準に照らせば、19世紀末に創出され、再生産され続けてきた認識枠組を相対化した上で、徹底的な史料批判に基づく歴史像の再構成が課題となってくる。

5 地域環境史からのアプローチ

ところで、歴史地理学の溝口常俊は、従来の自治体区分や専門分野別に編成されてきた地域認識の枠組を組み替え、新たな視座で自然・環境と人間の関係性を再検討する方法として、「地域環境史」研究の構想を提示している⁽³¹⁾。山や川、平野、海、島など、さまざまな自然環境のもとで、住民がそこを基盤として、あるいは他地域との交流や葛藤を通じて、生業を営み、精神生活を作り上げながら、地域の歴史を形作ってきた過程を明らかにしつつ、自然環境と人間生活史、環境と地域社会、自然と人間との対立と調和といった問題群を総合的に再構成するために、環境を基軸にとった、「地域環境史」というアプローチを提唱するのである。

木曾三川流域治水史に引照すれば、川という自然・環境と人間の関係性を分析する際の方法的自覚とでもいうべきものが求められているように思われる。今後、木曾三川流域治水史を豊富化していくためには、山・川・海を含む流域全体を一貫するような形で、自然・環境と人間の関係性を総合的に再構成する方法を鍛えていく必要があるのではないか。

ここでは、その可能性の一端について触れるのみであるが、例えば宝暦治水に関するアプローチとして、自然環境と地域社会の関係性の問題を指摘しておきたい。当該流域において、地域共同性が形成されてくるプロセスについては別に検討したことがあるが⁽³²⁾、その前提となる宝暦前後の地域環境を復元するような検討はさらに深められてよい。

一例として、高木家から幕府勘定奉行所に提出された「濃州御領水損所村々高付」を紹介しておきたい⁽³³⁾。これによれば、流域244か村のうち、寛保元年（1741）から延享2年（1745）までの5年平均の損毛率が8割を超える村が108か村、5割から7割が84か村、3割が52か村と危機的状況に陥っていたことが示されている。史料批判が必要であるが、流域に遺された年貢免定や皆済目録等の情報を解析・統合することで、さらに詳細な知見が得られるであろう。また、宝暦3年（1753）、三川の川口にあたる長島周辺の川漁場について、幕府が川漁師に入札で請け負わせようと図るが、「川床埋り漁獵場相減候」ため応札なき状況に陥ったとの史料も確認されており⁽³⁴⁾、激しい土砂堆積作用により河川環境が激変している様相を窺うことができる。

こうした災害状況を抜本的に解決する方途として、流域社会の環境認識にもとづく大規模普請の要求が繰り返された結果、宝暦3年5月、幕府は代官を派遣し、水行普請計画を策定する。所謂「宝暦治水」の開始であるが、策定にあたっては、流域村々や関係役人から多数の意見書が出されている。注目すべきは、内容重複があるものの、他村々の普請願いに反対する意見書が多数含まれていたことである⁽³⁵⁾。さらに、宝暦治水期間中にも多くの意見書・反対意見書が出され、「一つの普請が新たな被害を惹起」⁽³⁶⁾した例などを勘案すれば、普請の実施は、さらなる地域間対立を生じることを十分予期しながらも、事態打開のためやむなく進められたものといえ、ここに宝暦治水の際立つ困難性を見ることができる。

事実、宝暦治水により設置された大樽川洗堰や油島喰違堰は、その後の修築をへてより強固なものとなり、三川合流がもたらす問題には一定の効果をみた部分もあったが、水勢の変化や土砂堆積作用を促進することで、国境を越えるような、より広域化した争論を引き起こすことにもつながった⁽³⁷⁾。まさに、生きるための自然改造が、新たな矛盾や難問を生んできたという、人と自然の関係史を如実に示すものといえよう。環境共生が鋭く問われる中、求められるのは、通説にみられる硬直した理解ではなく、このような複雑な歴史過程の検証こそが重要なテーマとなる。

なお、こうした災害状況を根本的に解決するには、大規模な河道整備など、上流から下流にい

たる流域一貫の施策が不可欠となるが、幕藩領主制の枠内では自ずと限界があり、それは新たな時代、条件のもとでの課題とならざるをえなかったのである。

お わ り に

以上、流域で広く語られてきた御囲堤、及び宝暦治水を事例として検討を進めてきたが、流域の歴史情報資源に含まれる豊かな内容と比べた場合、所謂「通説」には、利害関係や認識枠組を固定化し、硬直した歴史認識に陥る傾向がみてとれた。こうした通説の形成過程や、それと関わる歴史意識のあり方については、さらに検討が求められる。あわせて、これまでの認識枠組や方法を批判的に検証しつつ、歴史情報資源の活用を通して、流域における環境の変化、それと関連するさまざまな利害対立と調整、共同性の担保など、当時の人々が何をどのように取り組み（あるいは取り組むことができず）、どのような展開をみたのか、具体的に明らかにしていくことが、人と自然の関係史を豊富化し、また、歴史認識にも寄与しうる道筋と考える。

流域社会では、利害を調整し、連帯するいくつかの地域グループや組織が育っていくことが観察されており、その萌芽は、災害対応としての元禄期や寛保期における流域社会の動きをはじめ⁽³⁸⁾、宝暦治水の成果を継承する組合活動などに確認することができるが、これも十分な精査には至っていない。

さらに幕藩体制が揺るぎ出すなかで、治水問題と流域社会がどのように関わり合い、変貌を遂げるようになるのかなど、いずれも具体的な検討が必要である。「地域環境史」的アプローチとあわせ、今後の課題としたい。

註

- (1) 流域の近世治水事業に関する主な著作として、『岐阜県治水史 上巻』(岐阜県, 1953年、『治水史』と略記)、『岐阜県史 通史編 近世下』(岐阜県, 1972年)、『木曾三川—その流域と河川技術』(建設省中部地方建設局, 1988年、『木曾三川』と略記)、『木曾三川流域誌』(同上, 1992年、『流域誌』と略記)、などがある。当該流域では、養老断層に沿って沈み込む東高西低の地盤傾斜(濃尾傾動地塊)を反映して、木曾川、長良川、揖斐川の順で河床が低くなっており、かつて中下流では水脈が網状に結合していた。このため、最大流量の木曾川は、大量の土砂をともなって長良・揖斐川に押し寄せ、両川での逆流・洪水を生む環境にあった。こうした災害及びそれへの対応を記録した史料のうち、重要な柱となる高木家文書については、『高木家文書目録』巻1(名古屋大学附属図書館, 1978年)の解説を参照。
- (2) ピエール・ノラ編、谷川稔監訳『記憶の場—フランス国民意識の文化=社会史』全3巻(岩波書店, 2002~2003年)をはじめ、国民統合の磁場として、戦争の記憶の場の歴史社会学的分析などが展開されている。日本近世史では、由緒や地誌、記念碑をめぐる地域の歴史意識の形成・特質などが論じられており、近年の成果として、岩橋清美『近世日本の歴史意識と情報空間』(名著出版, 2010年)などがある。
- (3) 秋山晶則①「木曾三川流域治水史再考」(『名古屋大学附属図書館研究年報』1, 2004年)。以下、別稿と表記。
- (4) 通説を代表するものが『治水史』(110~114頁)である。本書は、特に宝暦治水に関する部分について、史実に基づく部分と顕彰運動の立場が混在している問題が指摘されているが(羽賀祥二①「宝暦治水と〈聖地〉の誕生」『名古屋大学附属図書館研究年報』3, 2005年)、治水事業の履歴が網羅的に掲載された基礎的文献として、その後の自治体史にも大きな影響を及ぼしてきた。しかし、別稿で触れたように、周辺自治体史には、本書の記述にあった御囲堤の段階的増強説及び寛政画期説を正確にふまえることなく、あたかも慶長期に完工をみたかのような単純化した記述が引用されており、現在流布する通説(慶長期完工、尾張側の圧倒

- 的優位)を支える役割を果たしてきたといえよう。
- (5) <http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/chisui/03edo.html>, (accessed-2012-9-26.)。なお、文中の「弥富」は、1889年に周辺6か村が合併して成立した村名である。この犬山～弥富とする御囲堤の範囲規定は、西村捨三『治水汎論』(私家版, 1890年)が初めて「犬山町ヨリ海西郡矢富村ニ至る十二里所謂御囲堤」と記述しており、吉田東伍『大日本地名辞書』(富山房, 1902年), そして『治水史』にも踏襲され、広く流布していったものと考えられる(安藤萬壽男①『御囲堤』についての通説を糺す『日本のかわ』70, 日本河川開発協会, 1995年)。なお、安藤は、御囲堤に関する史料は近世に見られないとして(後述するが、この評価は誤り)、通説は近代初頭における伝承、特に強大な権力を持っていた近世の尾州藩に対して反感をもつ美濃国側の伝承であり、幕藩体制下の不公正な多くの治水政策を説く場合、好都合で引用しやすい伝承であったとする。
- (6) 名古屋大学附属図書館で公開されており、ホームページで文書検索や高精細画像などの閲覧が可能。<http://nul.nagoya-u.jp/eco-collection/>, (accessed-2012-9-26.)。
- (7) 中島俊司「高木家文書の整理」(『古文化の保存と研究』黒板博士記念会, 1953年)。伊藤孝幸「名古屋大学による高木家文書購入の顛末」(『館燈』108, 名古屋大学附属図書館, 1992年)。
- (8) 小島広次「治水三題—三尺低かるべし・違切り・公儀普請—」(『名古屋叢書三編だより』13, 名古屋市蓬左文庫, 1986年)。原昭午「近世の治水」(『流域誌』)。安藤萬壽男①前掲論文。「御囲堤論」(『八開村史 通史編』, 八開村, 2004年)。
- (9) 伊藤安男「御囲堤の真実—尾張と美濃の相剋」(『洪水と人間—その相剋の歴史』古今書院, 2010年)。なお付言すれば、伊藤は、通説に関わる『治水汎論』に言及した際、巻末の水害年表に明治30年代の表が付されており、刊行年に疑義があると指摘するが(25頁)、この表は後年度の支出割合を示した数値であり、1890年の刊行で問題ない。
- (10) 災害頻度の問題は、依拠するデータの精度もあるが、濃尾傾動地塊の構造評価を加味した場合、異なる推論も可能である。また、差別的治水策については、別稿の註でも述べたように、幕府中枢部ははじめ流域治水を管掌する多良・笠松役所でも尾張藩の政治的位置を斟酌し、宝暦治水でも相当な配慮を行っていたことが知られており(伊藤忠士編『宝暦治水御用状留』高木家文書宝暦治水研究会, 1996年)、こうした治水行政のあり方も、通説が醸成される背景として理解しておく必要があろう。なお、御囲堤の規模を示す近世史料は乏しいが、1884年「地籍字分全図」による本堤敷は、最大の木津村で27間余(約50m)、最狭の鹿子島村で9間(約16m)であった(安藤萬壽男②『江戸時代、木曾川における堤防強化策としてのスーパー堤防に関する調査・研究』私家版, 2000年)。
- (11) 名古屋市鶴舞中央図書館所蔵資料。著者は北方代官所川並手代・丹羽玄塘。
- (12) 『宮田用水史』(宮田用水普通水利組合, 1944年)付図2。
- (13) 『弥富町誌 村絵図編』(弥富町, 1990年)。
- (14) 『木曾川町史 資料編1』(木曾川町, 1996年)。
- (15) この(a)・(c)以外にも、享保20年(1735)に郡境の悪水除囲堤を御囲堤と呼んだ史料(弥富市・服部家文書, 註(20)参照)が存在するが、こうした木曾川本堤以外の事例も含めても、これまで確認されている「御囲堤」の用例は極めて少ないため、「それほど古く遡るものではないかもしれない」(前掲『八開村史 通史編』265頁)との評価が生まれてくる。
- (16) 愛知県図書館 HP「絵図の世界」(<http://www.aichi-pref-library.jp/ezu/ezudata/jpeg/317.html>, accessed-2012-9-26.)。なお、御囲堤の「御」という尊敬を表す接頭語は、主に尾張領内での上申文書に用いられたもので、藩権力(役所)として公称したり、対外的には用いられなかった可能性も考えられる。
- (17) 『名古屋叢書三編』(名古屋市蓬左文庫, 1986年)所収。
- (18) 石田泰弘「近世豪農層の記録と情報—尾張国海西郡荷之上村服部弥兵衛家の場合」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』清文堂, 2001年)。
- (19) 杉本精宏『尾張藩社会と木曾川』(清文堂, 2009年)。
- (20) 愛知県弥富市服部家文書(愛知県史編さん室の史料調査による)。服部家文書については、『愛知県史 資料編16』(愛知県, 2006年)資料群解説を参照。なお、註(15)では、これまで確認されている「御囲堤」の用例は僅少と述べたが、服部家文書の願達留の中に、数多くの用例を見出すことができた。例えば、早いも

- ので天明2年(1782)には、勢州海口新開障願書(横溝蔵新田開発反対願書)に「尾州御領御囲堤」との文言がみえ、明らかに木曾川左岸を御囲堤と称している。また、寛政~文化にかけても用例が散見され、天保期以降は頻出するだけでなく、後述する通り、尾張藩9代藩主宗睦の事績と関連させた用例が登場するようになる。
- (21) 『治水史』114頁。
- (22) 前掲註(10)で触れたように、宝暦治水でも、幕府役人が尾張側への障害が生じる可能性を排除することに細心の注意を払っており、親藩筆頭の尾張藩への相当な配慮が働く政治環境であったことは否めないが、地域防災上、木曾川右岸域でも必要な措置はとられており、国境を挟んで厳しい攻防が繰り返されていたとみるのが、より実相に近い評価であろう。とすれば、尾張側の圧倒的優位を伝える通説が持つ政治的性格について、再度吟味する必要がある。
- (23) 宝暦治水の評価についても、前掲の『治水史』が果たした役割が大きい。顕彰運動については、代表的なものとして『薩摩義士』(鹿児島県薩摩義士顕彰会、1994年創刊)が毎年刊行されている。なお、岐阜・鹿児島両県は、この宝暦治水を機縁に1971年姉妹県盟約を結び、様々な分野で交流を深めてきたが、40周年となる2011年には、遠隔地にある関係に着目し、大災害に備えて災害協定が結ばれている。
- (24) 「宝暦治水にみる水とのたたかい」(『社会科 中学生の歴史』帝国書院、2012年)。「武器なき『出陣』 千本松原が語り継ぐ」(『中学二年 国語資料』三省堂、2012年)。いずれも通説に依拠した記述であり、伝存史料との乖離がみられる。
- (25) 「薩摩義士」を小学校4年社会科で取りあげ、さらに道徳教材として扱った教育実践(<http://homepage2.nifty.com/take-t/doutoku01.htm>, accessed=2012-09-26.)も報告されているが、史実と文学作品(岸武雄『千本松原』)を弁別せず、実証されていない薩摩藩士の「切腹」と現代の消防士・警察官などを同列にして、「自らの命をかけて他人を救う仕事」を考えさせるという授業案であり、大きな問題を抱えている。文学作品の虚構性のもとより、それぞれの事象がどのような社会状況を背景としているか、比較の対象が異なる時代の場合、特に配慮すべきである。この点、戦前の歴史教育への痛切な反省から、歴史教育の道徳教育化を厳しく戒めた先人の足跡(遠山茂樹「歴史教育と歴史学」〔『歴史学から歴史教育へ』岩崎書店、1961年)などを、今日的課題に引きつけて再検討する必要があると考える。
- (26) 羽賀祥二①前掲論文。同②「治水の神の誕生—『宝暦薩摩義士』と木曾三川流域—」(『歴史学研究』742, 2000年)。
- (27) 丸山幸太郎「木曾三川治水史研究の諸問題」(『地域文化研究』29, 岐阜女子大学地域文化研究所、2012年)。丸山は、『木曾三川の治水史を語る』(建設省中部地方建設局木曾川上流工事事務所、1969年)での旧名森村長の証言内容ほか、『柳津町史 佐波編』(柳津町、1972年)、笹本正治「高木家文書にみる水論と治水」(『木曾三川』所収)、『長良川とともにあゆむ』(長良川展実行委員会、2010年)、所史隆「木曾三川流域の村々と洪水」(『木曾川学』8, 2011年)などが、宝暦治水の限界性に触れている点を問題とし、「(宝暦治水の効果)を否定する事実や根拠はまだ発見されていない」と批判を加えている。しかし、批判されたどの論考も、宝暦治水の効果になかったなどとは述べていない。例えば、丸山が「客観的な記述姿勢」と評価とする原昭午にしても、宝暦治水後の水害発生件数の増加原因について、「宝暦治水後の変化とする認識が、地元民にかなり一般化していた事実もあげておかねばならない」(『流域誌』326頁)と述べ、地元民にとっては「宝暦治水後の変化」、つまり宝暦治水こそが水害増加原因とみる認識が広がっていたことを指摘している(丸山は、この地元民の認識と水害発生件数の増加を関連付けようとしているが、無理な推論である)。また、笹本正治が、「一地域に利益をもたらす普請が、他地域には水害をもたらすことが往々みられた。大樽川洗堰も高須輪中や福東輪中には利益があったが、これより上流や長良川左岸の村々にとっては、水位があげられて洪水の原因(と)なり不利益をもたらした」(『木曾三川』309頁)とする如く、流域では、複雑な利害関係が横たわっており、効果が生まれた地域(揖斐川右岸など)の一方で、着工前から異論が出ているような地域では、期待された効果は薄く、その後の環境変化で不利益を被るような場合もあったとの指摘であり、効果の有無を二分法で論じるような単純化は適切でない。
- (28) 関連して、丸山は、大樽川洗堰の目論見ミスを問題にした上で、薩摩藩が関わった堰は竣工直後崩壊しており、その後流域に影響を及ぼすことになる洗堰(宝暦8年に百姓自普請で完成したもの)は宝暦治水と無

関係と強調するが、幕府方針や設計の流れ、そして当時の流域住民もそのように理解したように(前掲註(27)、及び小稿本文で参照の青木家文書など)、歴史的には、三川分離を企図した一連の事業とみるべきであろう。なお、大樽川洗堰の設置位置については、既に高木家文書の分析から、喰違堰の位置でのメ切が検討されたものの、古宮輪中や長良川通の村々の反対、深瀬では工費が嵩むという経済的理由から下流に下げられた経緯が解明されている(西田真樹「解説・宝暦治水の思想と技術」〔前掲『宝暦治水御用状留』〕250～251、328頁)。

(29) 羽賀祥二①②前掲論文。

(30) 幕府对薩摩藩という図式についての批判は、笠谷和比古「武士の身分と格式」(『日本の近世』7、中央公論社、1992年)、及び羽賀祥二①前掲論文、秋山晶則②「東高木家文書からみた『宝暦治水』」(『名古屋大学附属図書館研究年報』3、2005年)を参照。なお、普請開始にあたって薩摩藩が村請に出す普請見積ができず、「正直一遍にて働きこれなく」と酷評された史料を紹介したが(秋山②前掲論文)、この村請方式が宝暦治水を論じる際の大きなポイントとなる(羽賀①前掲論文)。当該期の政治社会情勢もふまえ、村請を徹底した新方式の「手伝普請」論として究明する必要がある。

(31) 例えば、溝口常俊・高橋誠編『自然再生と地域環境史』(名古屋大学大学院環境学研究所、2005年)所収論文。羽賀祥二③「治水・治山をめぐる歴史文化一名所図会と地域環境史研究」(『名古屋大学文学部研究論集(史学52)』155、2006年)。

(32) 秋山晶則③「寛保期における木曾三川流域調査」(『名古屋大学附属図書館研究年報』2、2004年)。

(33) 表1「寛保～延享年間(1742-46年)濃州御領水損所村々高付(損耗率)」(高木家文書E3-1-439)

村名	寛保2	寛保3	延享1	延享2	延享3
本阿弥新田	89%	100%	100%	12%	98%
安田村	89%	100%	100%	12%	98%
安田新田	89%	100%	100%	12%	98%
七右衛門新田	89%	100%	100%	12%	98%
帆引新田	89%	100%	100%	12%	98%
宮地村	89%	100%	100%	12%	98%
太田新田	89%	100%	100%	12%	98%
高柳新田	89%	100%	100%	12%	98%
高柳古新田	89%	100%	100%	12%	98%
小坪新田	89%	100%	100%	12%	98%
内記村	89%	100%	100%	12%	98%
馬目新田	89%	100%	100%	12%	98%
大跡新田	89%	100%	100%	12%	98%
横屋村	89%	100%	100%	12%	98%
有尾新田	89%	100%	100%	12%	98%
津屋新田	89%	100%	100%	12%	98%
根古地新田	89%	100%	100%	12%	98%
大場新田	89%	100%	100%	12%	98%
福東新田	89%	100%	100%	12%	98%
中郷新田	89%	100%	100%	12%	98%
上大樽新田	89%	100%	100%	12%	98%
藻池新田	89%	100%	100%	12%	98%
海松新田	89%	100%	100%	12%	98%
下大樽新田	89%	100%	100%	12%	98%
五反郷新田	89%	100%	100%	12%	98%

馬瀬新田	89%	100%	100%	12%	98%
石亀村	89%	100%	100%	12%	98%
上之郷村	89%	100%	100%	12%	98%
戌ノ新田	89%	100%	100%	12%	98%
東平賀村	89%	100%	100%	12%	98%
池鯉新田	89%	100%	100%	12%	98%
西平賀村	89%	100%	100%	12%	98%
古敷村	89%	100%	100%	12%	98%
福永村	89%	100%	100%	12%	98%
金廻村	89%	100%	100%	12%	98%
江内村	89%	100%	100%	12%	98%
油嶋村	89%	100%	100%	12%	98%
根古地村	57%	85%	100%	99%	88%
有尾村	57%	85%	100%	99%	88%
大場村	57%	85%	100%	99%	88%
豊喰新田	57%	85%	100%	99%	88%
下大樽村	57%	85%	100%	99%	88%
小藪村	57%	85%	100%	99%	88%
小藪新田	57%	85%	100%	99%	88%
日原村	57%	85%	100%	99%	88%
外浜村	57%	85%	100%	99%	88%
森下村	57%	85%	100%	99%	88%
古中嶋村	57%	85%	100%	99%	88%
万寿新田	57%	85%	100%	99%	88%
牛牧村	57%	85%	100%	99%	88%
野白新田	57%	85%	100%	99%	88%
祖父江村	30%	34%	50%	99%	13%
大坪村	30%	34%	50%	99%	13%
直江村	30%	34%	50%	99%	13%
金屋村	30%	34%	50%	99%	13%
飯積村	30%	34%	50%	99%	13%
大跡村	30%	34%	50%	99%	13%
嶋田村	30%	34%	50%	99%	13%
小倉村	30%	34%	50%	99%	13%
福束村	30%	34%	50%	99%	13%
里村	30%	34%	50%	99%	13%
五反郷村	30%	34%	50%	99%	13%
上大樽村	30%	34%	50%	99%	13%
中郷村	30%	34%	50%	99%	13%
西結村	30%	34%	50%	99%	13%
西橋村	30%	34%	50%	99%	13%
中須村	30%	34%	50%	99%	13%
下宿村	30%	34%	50%	99%	13%

脇田村	30%	34%	50%	99%	13%
楡俣村	30%	34%	50%	99%	13%
江吉良村	30%	34%	50%	99%	13%
長間村	30%	34%	50%	99%	13%
千束新田	30%	34%	50%	99%	13%
沖村	30%	34%	50%	99%	13%
一色村	30%	34%	50%	99%	13%
蜂尻村	30%	34%	50%	99%	13%
成戸村	30%	34%	50%	99%	13%
岡村	30%	34%	50%	99%	13%
綾野村	30%	34%	50%	99%	13%
久徳村	30%	34%	50%	99%	13%
嶋村	30%	34%	50%	99%	13%
十九条村	30%	34%	50%	99%	13%
十八条村	30%	34%	50%	99%	13%
古橋村	30%	34%	50%	99%	13%
下城田寺村	30%	34%	50%	99%	13%
西深瀬村	30%	34%	50%	99%	13%
中村	30%	34%	50%	99%	13%

(34) 『川とともに生きてきたⅢ』（名古屋大学附属図書館，2004年）18-19頁。秋山②前掲論文。

(35) 流域から提出された意見書は、現在確認されているだけでも360点余にのぼり、以下の表に示すように、他村の普請願いに反対する意見書が50点以上含まれていた。内容としては、揖斐川上流の大谷川・相川・牧田川や長良川支流糸貫川流域における新規普請願に関連したものが多く（揖斐川の滞水問題が深刻化しており、逆水氾濫等が上・中流にも及ぶなかで、新規普請願が多く出されたことへの反応であろう）、三川分離策の核心に関わる逆川締切や七郷輪中堀割をめぐっても、厳しい対立が生じていたことに留意する必要がある。表2「宝暦治水調査時の反対意見書（郡別、暫定整理分）」

整理番号	標題	作成	宛名	日付
(不破郡)				
777	乍恐口上書を以奉願上候御事（楡村等五カ村願い出の新法水除困につき故障申立）	不破郡荒川村庄屋	多良	宝暦3年5月
780-あ	乍恐書付を以奉願上候御事（久徳村始め五カ村よりの大谷川筋新堤願いにつき支障申立）	表佐村庄屋	多良	宝暦3年5月
780-い	乍恐書付を以御願申上候御事（十六村よりの新川堀圍堤願い等につき支障申立）	戸田采女正預所不破郡表佐村庄屋	多羅	宝暦3年7月
786-あ	乍恐口上書を以申上候（久徳村始め五カ村より新規水除困につき支障申立）	不破郡島村庄屋	多良	宝暦3年5月
786-い	乍恐口上書を以奉願上候御事（表佐村よりの相川川替え願いにつき支障申立）	島村庄屋	多良	宝暦3年6月
787-あ	乍恐口上書ヲ御願申上候御事（不破郡十六村よりの新規堤願いにつき支障申立）	不破郡栗原村庄屋	多良	宝暦3年6月
787-い	乍恐書付を以御願申上候（久徳村始め五カ村よりの新堤願いにつき支障申立）	不破郡室原村庄屋	多良	宝暦3年5月

787-う	乍恐以書付奉願上候御事（不破郡十六村よりの新規固堤願いにつき支障申立）	不破郡室原村庄屋	多良	宝暦3年6月
787-え	乍恐口上書を以奉願上候御事（久徳村始め五ヶ村よりの新堤願いにつき支障申立）	室原村庄屋	多良	宝暦3年6月
787-お	乍恐口上書を以御願申上候御事（十六村より出願の新規曲輪築廻しにつき支障申立）	島村庄屋	多良	宝暦3年
787-か	乍恐書付を以申上候（牧田川浚渫工事抜きの小畑川川替え願いにつき支障申立）	不破郡綾野村庄屋	多良	宝暦3年5月
787-き	乍恐書付を以申上候（久徳村始め五ヶ村よりの新堤願いにつき支障申立）	不破郡綾野村庄屋	多良	宝暦3年5月
787-く	乍恐口上書を以御願申上候（久徳村始め五ヶ村よりの新堤再願いにつき支障申立）	不破郡綾野村庄屋	多良	宝暦3年6月
787-け	乍恐以書付奉願上候（不破郡十六村よりの新規固堤等願いにつき支障申立）	濃州不破郡綾野村庄屋	多良	宝暦3年6月
787-こ	乍恐口上書を以奉願上候（長松村始め四ヶ村よりの大谷川曲り直し工事願いにつき支障申立）	不破郡綾野村庄屋	多良	宝暦3年6月
924	乍恐以口上書御願申上候御事（大谷川の曲り直し普請に故障申立）	美濃国不破郡荒川村庄屋	多良	宝暦3年6月
925	乍恐口上書を以追御願申上候御事（檜村等の新規築堤計画中止願）	不破郡荒川村庄屋	多良	宝暦3年6月
926	乍恐口上書を以御願申上候（檜村等新規水除固願いにつき支障申立）	島村庄屋	多良	宝暦3年6月
927	乍恐以口上書御願申上候御事（檜村等五ヶ村より願い出の新規水除堤につき故障申立）	不破郡荒川村庄屋	多良	宝暦3年6月
928	乍恐以口上書奉願上候（檜村等五ヶ村の新規水除固願いにつき故障申立）	不破郡栗原村庄屋	多良	宝暦3年6月
929	乍恐以口上書を奉願上候御事（大谷川河道直し願いにつき故障申立）	濃州不破郡島村庄屋	多良	宝暦3年6月
(多芸郡)				
787-さ	乍恐以書付御願申上候（久徳村始め五ヶ村よりの大谷川筋新堤願い等につき支障申立）	多芸郡大坪村庄屋	多良	宝暦3年7月
787-し	乍恐以書付御願申上候（久徳村始め五ヶ村よりの大谷川筋新堤願い等につき支障申立）	尾州領多芸郡蛇持村庄屋	多良	宝暦3年7月
792	乍恐以書付御願申上候御事（檜村を始め五ヶ村よりの新規水除願いにつき支障申立）	多芸郡大坪村庄屋	多良	宝暦3年5月
935	乍恐奉願上候御事（上ヶ輪村々より願い出の新川につき故障申立）	尾州領濃州多芸郡舟付村庄屋	多良	宝暦3年6月
936	乍恐奉願上候御事（上ヶ輪村々新川堀割中止願）	尾州領濃州多芸郡舟付村庄屋	多良	宝暦3年6月
937	乍恐以書付奉願上候御事（牧田川新規川替え願いにつき支障申立）	尾州領多芸郡口ヶ島村庄屋	多良	宝暦3年6月
961	乍恐以書付奉願上候御事（杭瀬川河道変更願いにつき故障申立）	尾州領多芸郡烏江湊問屋	多良	宝暦3年7月

(大野郡)				
894	戸田采女正様御領分池田郡上野村同断溝尻村松波平右衛門様御領分同郡野中村ヨリ川除御普請御願被申上候(久瀬川川向願いの新堤支障申立)[976参照]	岡田将監知行所大野郡房島村庄屋	多良	宝暦3年6月
976	濃州・勢州・尾州・川々普請願ニ付障り有無吟味口書写			[宝暦3年]西7月
(方県群)				
908	乍恐以口書御願申上候御事(糸貫川瀬違え願いにつき故障申立)	安藤対馬守領分方県部曾我屋村名主	多良	宝暦3年6月
909	乍恐奉願上口上之覚(糸貫川瀬違え願いにつき故障申立)	安藤対馬守領分方県郡寺田村名主	多良	宝暦3年6月
(本巢郡)				
919	乍恐以書付奉願御事(糸貫川堀割替え願いにつき故障申立)	戸田内蔵助知行所本巢郡北方村名主	多良	[宝暦3年]西6月
920	乍恐以書付御願申上候(糸貫川瀬違え願いにつき故障申立)	安藤対馬守領分本巢郡高屋村名主	多良	宝暦3年6月
958	乍恐御訴訟申上候(祖父江村門樋故障申立)	安藤対馬守領分本巢郡別府村庄屋	多羅	宝暦3年7月20日
960	乍恐御訴訟奉申上候(野白新田輪中祖父江村門樋願いにつき故障申立)	安藤対馬守領分本巢郡穂積村庄屋	多良	宝暦3年7月
970	乍恐書付を以奉願上候御事(河渡生津両村より長良川糸貫川合流点築堤願いにつき支障申立)	川崎平右衛門支配所本巢郡只越村庄屋	多良	宝暦3年7月
971	乍恐以書付御訴訟申上候御事(糸貫川長良川落合へ新堤願いにつき故障申立)	川崎平右衛門支配所本巢郡上本田村庄屋	多良	宝暦3年7月
(石津郡)				
933	乍恐口書を以御断申上候覚(牧田川通り川替え願いにつき故障申立)	大垣領濃州石津郡釜段村名主	多良	宝暦3年6月
934-あ	乍恐書付を以奉願上候御事(大牧村野方堀割り願いに故障申立ならびに築流し普請等願)	高柳新田庄屋	多良	[宝暦3年]西6月
934-い	[絵図]			
984 (2.01-13-10)	乍恐以口上書勢州桑名御領ヨリ御願被申上候築流相障り候儀申上候御事(桑名領海口せはめ築流願いにつき支障申立)	高須輪中御料惣代内記村庄屋	多良 (笠松)	宝暦3年西8月
2.01-13-11	乍恐以口上書奉願上候御事(逆川通り締切に故障申立)勢州所々猿尾願いにつき支障申立)	高須輪中御料惣代内記村庄屋	笠松	宝暦3年西8月
(安八郡)				
941	乍恐以書付奉願上候御事(大牧村地内新川堀割につき故障申立)	安八郡大牧村庄屋	多良	[宝暦3年]西6月
962	乍恐奉願上候御事(南之郷村より海口まで所々猿尾出し築流願いにつき故障申立)	濃州安八郡今尾庄屋尾州領惣代	多良	宝暦3年7月
985	乍恐再応奉願上候御事(大牧村堤外畑方新川堀割につき故障申立)	安八郡大牧村庄屋	多良	[宝暦3年]西8月

(厚見郡)				
959	乍恐奉願上口上之覚（野白新田輪中より猿尾設置願いにつき故障申立）	安藤対馬守領分厚見郡御茶屋新田村百姓代	多良	宝暦3年7月25日
(土岐郡)				
963	乍恐以書付奉願上候御事（池田村積箆に故障申立）	土岐郡多治見村之内脇郷庄屋	多良	宝暦3年7月
(羽栗郡)				
972	乍恐以口上書奉願上候御事（逆川通り締切に故障申立）	尾州領竹ヶ鼻村庄屋	多良	〔宝暦3年〕西7月
973	乍恐奉願上候御事（逆川通り木曾川入口築留め願いにつき故障申立）	尾州領濃州羽栗郡竹ヶ鼻村庄屋	多良	宝暦3年7月
974	乍恐奉願上候御事（逆川通り締切り願いにつき支障申立）	尾州領竹ヶ鼻村庄屋	多良	宝暦3年7月
(桑名郡)				
975	乍恐以書付奉願上候（七郷輪中内新川千万迷惑）	伊勢国桑名郡上ノ郷村庄屋	江戸御見分・多良・笠松	宝暦3年7月

※整理番号は『高木家文書目録』『美濃郡代笠松役所文書目録』による。表作成には斎藤夏来の協力を得た。

(36) 前掲『宝暦治水御用状留』314頁。

(37) 宝暦治水では、「見試し」により、三川合流部の油島・松之木間を中明けした形で竣工するが（知野泰明・大熊孝「木曾三川宝暦治水史料による『見試し』施工に関する研究」『土木史研究』22, 2002年）、不完全な締切では木曾川から揖斐川へ激流や土砂が押し寄せるため、竣工直後から揖斐川筋の村々では締切を求める運動が起こされている。これに対し、木曾川沿いの尾張海西郡・海東郡98か村は、宝暦治水による影響で宝暦7年には西保村堤決壊による大水害などが生じているとして、国境を挟んだ争論が惹起するなど（『愛知県史 資料編16』愛知県, 2008年, 288～290頁）、しばしば大規模な広域争論が起きている。

(38) 秋山③前掲論文。